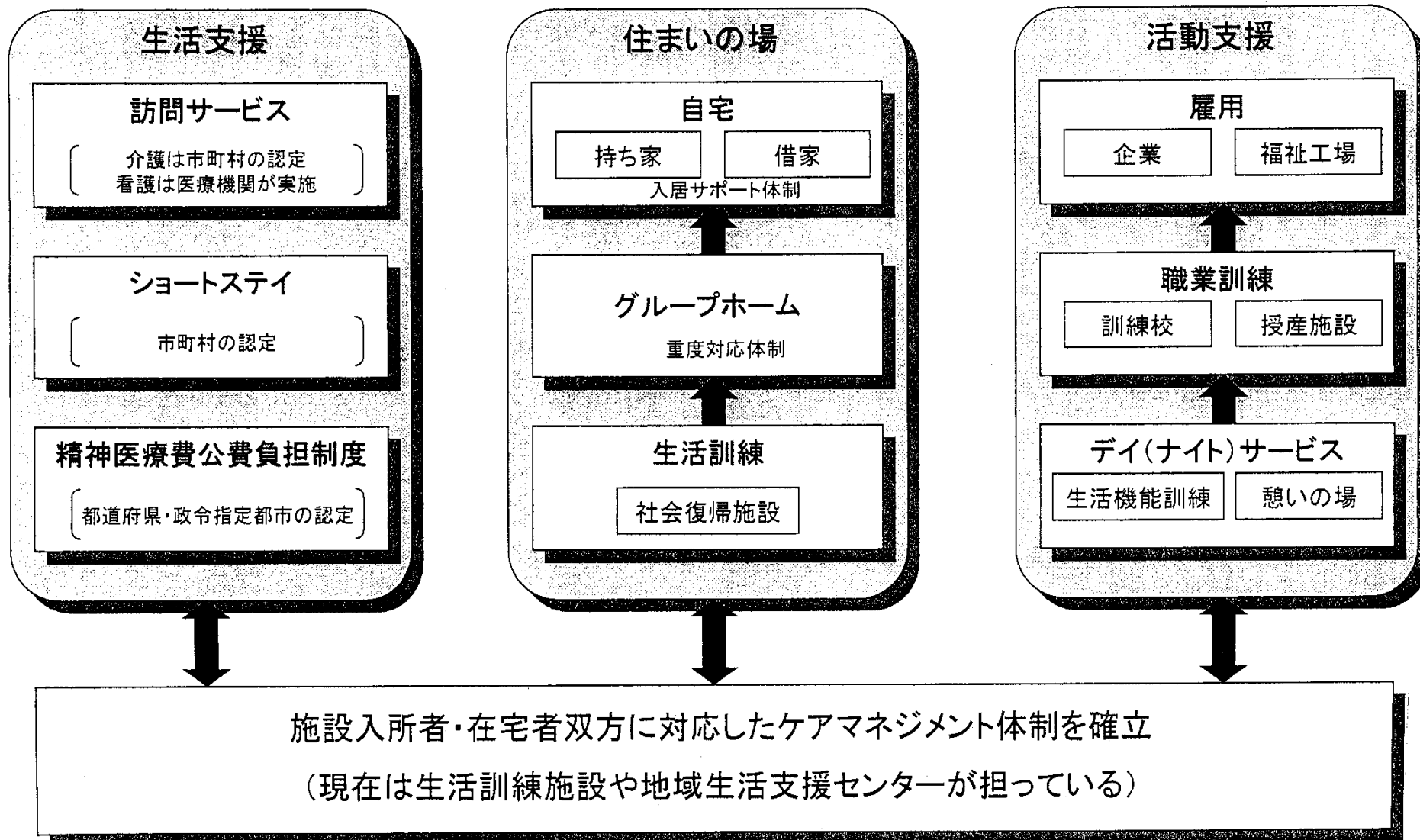
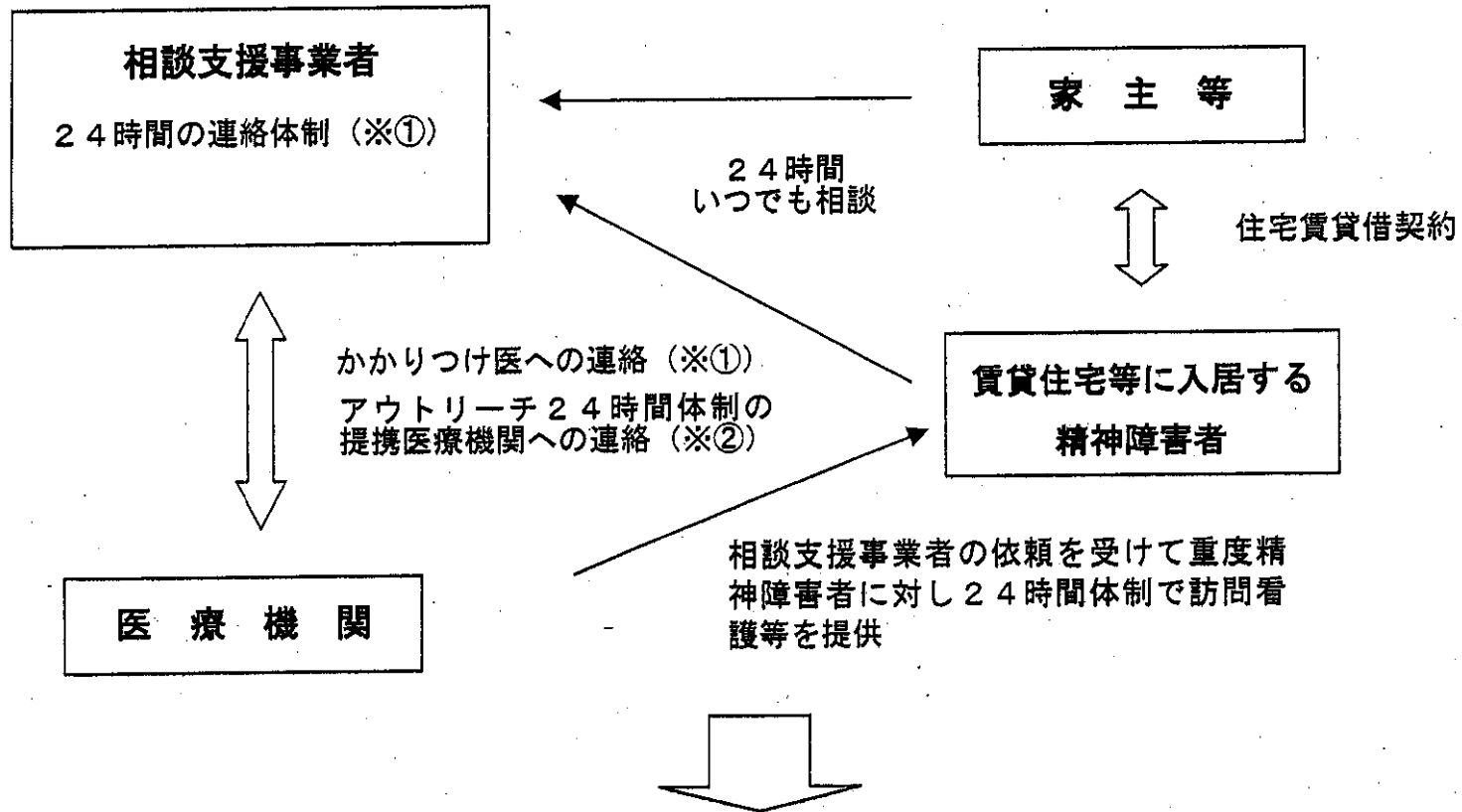


# 各種メニューのイメージ

- ◎ 障害者の状態等とサービスメニューをどのように結びつけるか？
- ◎ どのように段階的に自立に促していくのか？



# 精神障害者の居住サポート体制の整備



- ・家主・精神障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
- ・重度精神障害者の地域生活の支援→入院から在宅への流れの促進

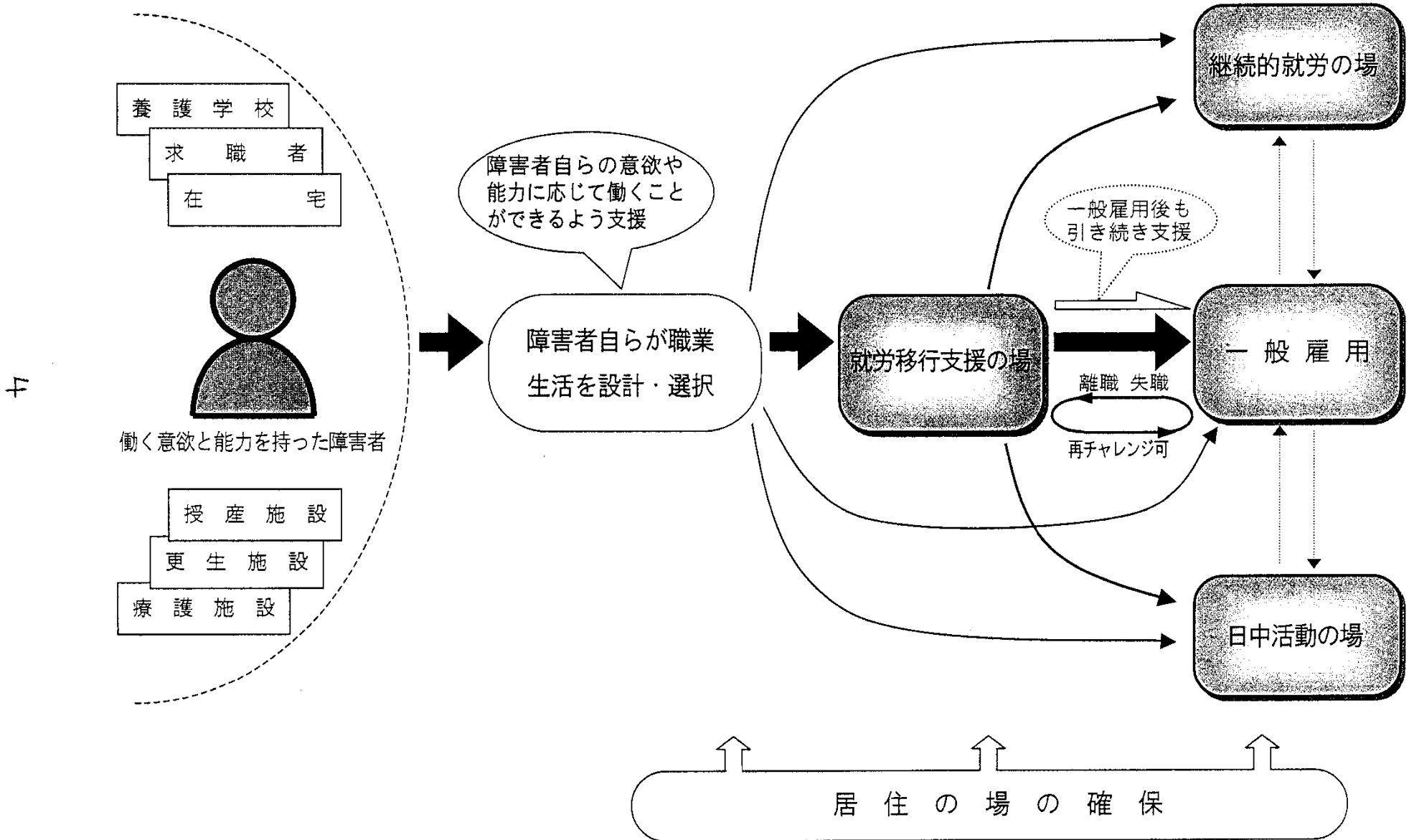
※精神障害者相談支援事業のオプション事業（①のみ又は①+②）と位置づけ、体制を整えた事業者に加算を適用する。

<法律等に定める目的の整理表>

施設種別	施設の概要							
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者福祉ホーム		精神障害者授産施設			精神障害者福祉工場	精神障害者地域生活支援センター
		A型	B型	通所授産施設	入所授産施設	小規模通所授産施設		
施設概要	精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、低額な料金を、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金を、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されること及び住居の確保が困難なものを一定期間入所させて、精神障害者が自活することができるように、低額な料金を、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金を、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整、その他の援助を総合的に行う施設
対象者	入院の必要はないが、精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、かつ、社会復帰を希望する者のうち次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)精神科デイ・ケア施設、精神障害者小規模作業所等に通える程度の者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者	病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	精神障害者授産施設等において指導訓練を受け、一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない精神障害者	地域で生活している精神障害者
定員	20名以上	10名以上	おおむね20名	20名以上	20名以上30人以下	10名以上20名未満	20名以上	-
利用期間	原則2年以内、ただし、真にやむを得ない場合は1年を超えない範囲内で、1回に限り延長することができる。	原則2年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	原則5年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	-	-
住まい	○	○	○		○			
マネジメント	△							○
生活訓練	○							
機能訓練				△	△	△	△	△
職業訓練				△	△	△		
雇用							△	
溜まり場								△

3

# 新たな障害者の就労支援策の流れ



### 精神障害者デイケアと他のサービスとの比較

サービス類型	基準人員配置		人員配置(30人の場合)	
精神障害者地域生活支援センター	施設長1、PSW1、指導員3	5	施設長1、PSW1、指導員3	5
精神障害者通所授産施設	施設長1、PSWorPTor指導員4 (利用39人まで)、医師1	6	施設長1、PSWorPTor指導員4(利 用39人まで)、医師1	6
介護保険の通所介護(単独型)	生活相談員1、看護職員1、介護 職員1、機能訓練指導員1(利用1 5名まで)	4	生活相談員1、看護職員1、介護職 員4、機能訓練指導員1	7
身体障害者デイサービス(単独型)	施設長1、指導員or介護職員2(利 用15人まで)	3	施設長1、指導員及び介護職員5	6
知的障害者デイサービス(単独型)	施設長1、指導員2(利用15人まで)	3	施設長1、指導員5	6
精神科デイケア(小規模)	医師1、コメディカル2(患者30人まで)	3	医師1、コメディカル2	3
精神科デイケア(大規模)	医師1、コメディカル3(患者60人まで)	4	—	—

## 精神障害者短期入所事業運営要綱（抜粋）

### 【目的】

精神障害者短期入所事業（以下「事業」という。）は、精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、当該精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【利用の要件】

精神障害者の介護等を行う者が、次に掲げる理由により、その居宅において当該精神障害者の介護等を行うことが出来ないため、3に掲げる施設を一時的に利用する必要があると市町村長が認めた場合とする。

#### （1）社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

#### （2）私的理由

### 【費用負担の決定】

（1）利用者等は、短期入所に要する費用のうち飲食物費相当額（利用料）を負担するものとする。

ただし、生活保護世帯に属する者が、5の(1)の理由により利用する場合は、これを減免することができるものとする。

（2）利用料は、別に定める国庫補助基準単価を基準とし、適正な原価によるものとする。

## 精神障害者居宅介護等事業運営要綱（抜粋）

### 【目的】

精神障害者居宅介護等事業（以下「事業」という。）は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 【利用対象者】

事業の利用対象者は、原則として精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

ただし、手帳の申請と事業の利用申込みとを同時に行っても差し支えないものとする。

### 【便宜の内容】

事業は、運営主体により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

#### （1）家事に関すること。

- ア 調理
- イ 生活必需品の買い物
- ウ 衣類の洗濯、補修
- エ 住居等の掃除、整理整頓
- オ その他必要な家事

#### （2）身体の介護に関すること。

- ア 身体の清潔の保持等の援助
- イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
- ウ その他必要な身体の介護

#### （3）相談及び助言に関すること。

生活、身上、介護に関する相談、助言

### 【費用負担の決定】

- （1）市町村長は、原則としてあらかじめ便宜の供与に必要な時間数を決定するものとする。
- （2）市町村長は、別表の基準により便宜の供与を行った時間数に応じて、利用料を月額で決定するものとする。
- （3）利用者等は、市町村長が決定した費用を負担するものとする。

(別表)

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者等負担額 (1時間あたり)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円